

教児安第264号
教職第303号
令和5年6月14日

各県立学校長 様

教 育 長

特定小型原動機付自転車の交通ルール等の周知について（依頼）

このことについて、令和5年6月6日付け交推第18号により千葉県交通安全対策推進委員会事務局長から別添写しのとおり依頼がありました。

ついては、貴校の職員及び児童生徒等並びにその御家族等に対して周知の上、交通事故防止に努めていただくようお願いします。

担 当

- ・交通安全教育について
教育振興部児童生徒安全課安全班
電話 043(223)4091
- ・職員の交通安全対策について
教育振興部教職員課管理室
電話 043(223)4040

教児安第264号
教職第303号
令和5年6月14日

各市町村教育委員会教育長 様

千葉県教育委員会教育長
(公印省略)

特定小型原動機付自転車の交通ルール等の周知について (依頼)

このことについて、令和5年6月6日付け交推第18号により千葉県交通安全対策推進委員会事務局長から別添写しのとおり依頼がありました。

つきましては、貴所属職員、貴管下学校等の教職員及び児童生徒等並びにその御家族等に対して周知の上、交通事故の抑止に努めていただくようお願いいたします。

担 当

- ・交通安全教育について
千葉県教育庁教育振興部児童生徒安全課安全班
電話 043(223)4091
- ・職員の交通安全対策について
千葉県教育庁教育振興部教職員課管理室
電話 043(223)4040



交推第18号
令和5年6月6日

千葉県交通安全対策推進委員会委員 様

千葉県交通安全対策推進委員会事務局長
(千葉県環境生活部くらし安全推進課長)

特定小型原動機付自転車の交通ルール等の周知について (依頼)

交通安全対策の推進につきましては、日頃から格別の御協力をいただき厚く御礼申し上げます。

千葉県警察本部から、別添(写し)のとおり、特定小型原動機付自転車の交通ルール等の周知依頼がありました。

つきましては、当該資料の内容について、職員や会員、その御家族等に対して周知の上、交通事故の抑止に努めていただきますようお願いいたします。



(事務局担当)

千葉県環境生活部くらし安全推進課
交通安全対策室 幸(ゆき)

TEL 043-223-2258

E-mail ka-taisaku@mz.pref.chiba.lg.jp



交総発第220号
令和5年5月29日

千葉県環境生活部
くらし安全推進課長 様

千葉県警察本部
交通部交通総務課長
(公 印 省 略)

特定小型原動機付自転車の交通ルール等の周知について(依頼)
時下ますます御清栄のこととお喜び申し上げます。

貴職には平素より交通安全活動を始め、警察業務各般にわたり、深い御理解と御協力をいただいておりますことに、厚く御礼申し上げます。

さて、道路交通法改正に伴い、令和5年7月1日から電動キックボードを始めとする特定小型原動機付自転車の交通方法等の整備に関する規定が施行されることとなり、幅広い年代での手軽な移動手段として普及することが予想されます。また、普及に伴い交通事故の発生が懸念されることから、特定小型原動機付自転車運転者の交通ルール遵守の徹底、販売・貸出し時における交通安全教育の徹底及び道路を利用する他の車両の運転者等に対する特定小型原動機付自転車の交通ルールの理解が必要であると考えます。

つきましては、千葉県交通安全対策推進委員に対して、特定小型原動機付自転車の交通ルールにつきまして周知を図っていただきますようお願い申し上げます。

【本件担当】

千葉県警察本部交通部交通総務課
043-201-0110(内線:5055)

特定小型原動機付自転車 (電動キックボード等)について

一定の基準に該当する電動キックボード等について、「特定小型原動機付自転車」が創設され、新しい交通ルールが定められました。

~~令和5年7月1日から~~

免
必
許
要

一般原動機付自転車

法定速度30km/h

(電動機の定格出力により、一部自動二輪車等に該当)

免
許
不
要

**特定小型
原動機付自転車**

歩道通行
不可

構造上 最高速度20km/h以下

**特例特定小型
原動機付自転車**

歩道通行
可

構造上 最高速度6km/h以下

普通自転車等及び歩行者等専用の
構造が設置された歩道専用

緑色点灯



緑色点滅



最高速度表示灯

16歳未満は運転禁止!!!



方向指示器

警音器

前照灯

ブレーキ

必要

- ナンバープレート
- 自賠責保険(共済)の加入
- 道路運送車両の保安基準に適合していること

最高速度表示灯

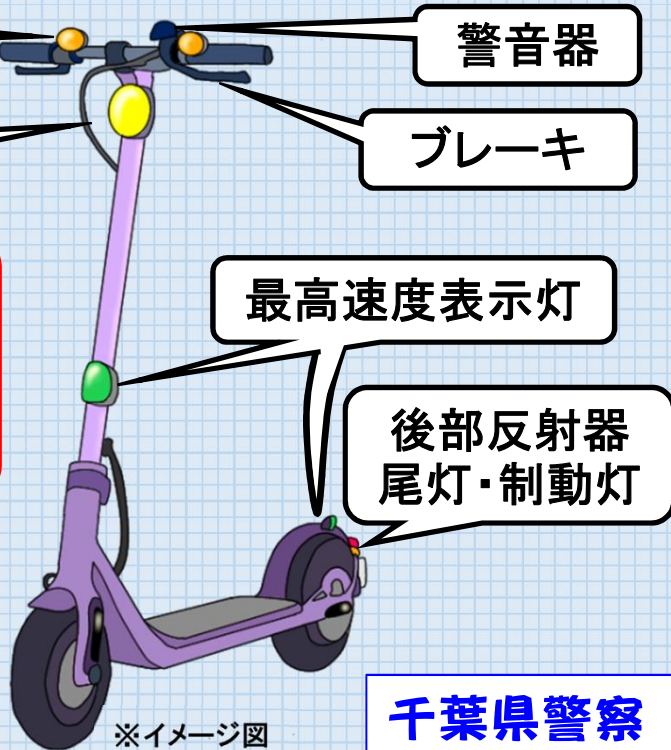
後部反射器
尾灯・制動灯

特定小型原動機付自転車には基準があります。全ての電動キックボードが免許不要になるものではありません!

詳しい基準やルールなどはこちら



【警察庁ウェブサイト】



※イメージ図

千葉県警察

特定小型原動機付自転車の 主な交通ルール

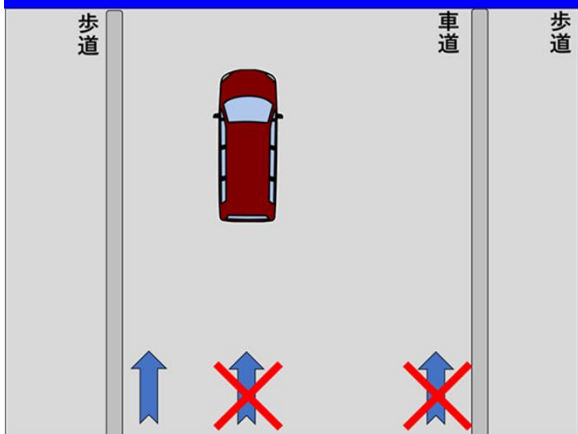
動画で
学ぼう！



【警察庁公式チャンネル】



車道の左端を通行！



※ 自転車道、普通自転車専用通行帯も通行できます

例外的に歩道を通行できる場合

特例特定小型原動機付自転車に限り、「普通自転車等及び歩行者等専用」の標識が設置されている歩道を通行することができます。

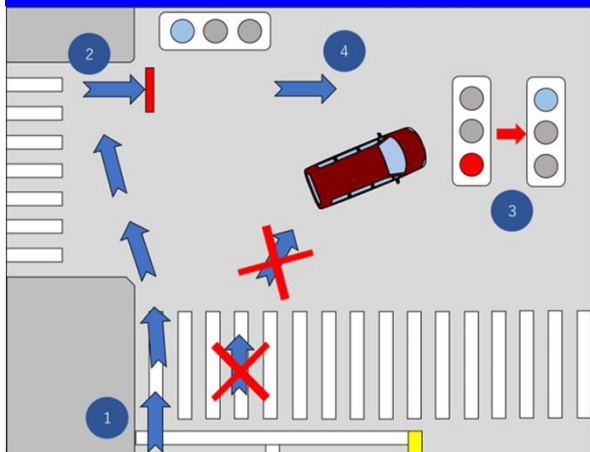


普通自転車等及び歩行者等専用

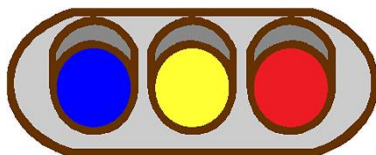
【特例特定小型原動機付自転車とは】

- 最高速度表示灯を点滅
- 時速6キロメートルを超えて加速できない構造

右折は二段階右折！



信号や標識を守る！！



原則として、車両用の信号に従う。



車両進入禁止

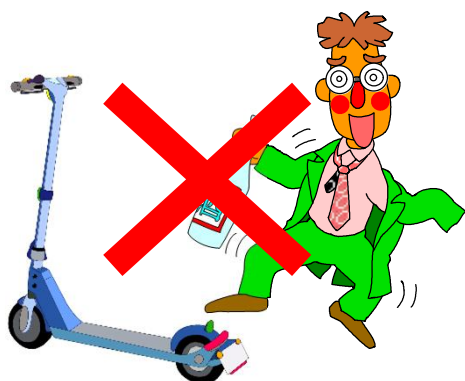


一時停止



一方通行

飲酒運転は禁止！



横断歩道は 歩行者優先！！



ながら運転は禁止！ 二人乗りも禁止！！



ヘルメットを着用しましょう！

交通事故は必ず通報(110番)！！